

大和郡山市移動等円滑化推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 大和郡山市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、バリアフリー化事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるため、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の管理運営に関すること。
- (2) バリアフリー特定事業（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第22号に規定する特定事業をいう。）の実施、計画及び調整に関すること。
- (3) バリアフリー化事業の情報提供に関すること。
- (4) その他、バリアフリー化事業に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員35名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域コミュニティを代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者を代表する者
- (7) 奈良県公安委員会を代表する者
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中での退任等があった場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人を出席させ、又は他の委員を代理人としてその権限を委任することができる。ただし、第3条第1号に規定する委員は、代理人による出席はできないものとする。
- 6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則として公開するものとし、その方法等については市長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
(大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程の廃止)
- 2 大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程は、廃止する。